平成２８年（フ）第２０号
新潟県新発田市則清新田219番地
破産者　前田　政志
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第１５５号
静岡県浜松市北区根洗町207－３グループホーム四葉の家、開始決定時の住所静岡県浜松市西区舞阪町弁天島3500番地チサンマンション505
破産者　石川　勝子
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第８３１号
京都市北区紫野西舟岡町７番地　ヴィラカケハシＡ－102号、前住所京都市左京区下鴨西本町45番地１
破産者　大串　正信
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第２７号
北海道北見市東三輪３丁目17番地２　ハイツ24Ａ201号、前住所北海道紋別郡遠軽町岩見通北５丁目２番地６　ユタカハイツ101号
破産者　中山　宏之
1　破産債権の届出期間　平成29年７月27日まで
2　一般調査期日　平成29年９月27日午後２時
平成29年６月28日
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第４４号
埼玉県草加市氷川町2131番地４
破産者　ワールド株式会社
1　破産債権の届出期間　平成29年７月27日まで
2　一般調査期日　平成29年10月６日午前11時
平成29年６月27日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６２号
大阪府泉佐野市鶴原５－１－40井上方、住民票上の住所大阪府泉佐野市下瓦屋３丁目15番55号
破産者　影山　　正
1　破産債権の届出期間　平成29年７月27日まで
2　一般調査期日　平成29年９月25日午後２時
平成29年６月27日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第９９９号
大阪府池田市神田４丁目13番12－105号、申立時の住所大阪府池田市豊島北１丁目６番５－411号
破産者　武田　幸浩
1　破産債権の届出期間　平成29年７月31日まで
2　一般調査期日　平成29年９月４日午後２時30分
平成29年６月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５４号
大阪府岸和田市行遇町１番地の41
破産者　古石　洋平
1　破産債権の届出期間　平成29年７月31日まで
2　一般調査期日　平成29年９月25日午後２時
平成29年６月27日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１６０号
神戸市須磨区南落合２丁目２番511－405号
破産者　森本　弘之
1　破産債権の届出期間　平成29年８月１日まで
2　一般調査期日　平成29年８月22日午前10時10分
平成29年６月27日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３０８５号
愛知県春日井市如意申町２丁目３番地２
破産者　有限会社宮本電気工事
1　破産債権の届出期間　平成29年８月10日まで
2　一般調査期日　平成29年10月５日午後２時30分
平成29年６月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２０５号
大阪府高槻市奈佐原２丁目７番３－204号、前住所大阪府高槻市奈佐原２丁目８番１－301号
破産者　中山　英男
1　破産債権の届出期間　平成29年９月15日まで
2　一般調査期日　平成29年10月16日午後２時
平成29年６月27日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会等の期日

平成２８年（フ）第３号
静岡県富士市川成新町110番地
破産者　笠原由紀子
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月13日午前10時30分
平成29年６月22日　静岡地方裁判所富士支部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第５号
兵庫県姫路市花田町高木６番地
清算株式会社　上杉皮革株式会社
清算人　米田　浩之
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所姫路支部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第３０２６号
大阪市北区南森町２丁目４番36号
清算株式会社　株式会社コムテックス
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（ヒ）第３０２７号
大阪市北区南森町２丁目４番36号
清算株式会社　株式会社ツエル
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成２９年（再）第１０号
京都府京田辺市松井ケ丘１丁目１番地12（主たる営業所の所在地　大阪府枚方市渚南町25番12号）
再生債務者　渚クリニックこと　笹　　征史
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区堂島浜１丁目１番５号　大阪三菱ビル６階　梅田総合法律事務所　弁護士　加藤　清和
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるもの及び日常生活に関するものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるもの及び日常生活に関するものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成29年６月26日
大阪地方裁判所第６民事部